規制影響分析書

規制の名称	給油取扱所の設備及び構造の技術基準に係る性能規定化				
			e-mail:yamaguchi-k@fdma.soumu.go.jp		
評価実施日	平成17年12月	引8日			
規制の内容・ 目的	給油取扱所については、火災・漏えい事故防止の目的から、その位置、構造及び設備の技術上の基準が定められている。 これまでは給油取扱所の整備及び構造に関する技術上の基準について、具体的に仕様を定めているため(例えば「コンクリート等で舗装」「排水溝及び油分離装置を設ける」「ためます」等)、技術の進歩による新たな材料・技術によって、現在規定されている仕様規定と同等以上の性能を持つものが開発されても、技術基準に規定された仕様に合致しないと使用することができなかった。 そこで当該技術基準に性能規定を導入する。 性能規定化とは、技術基準にその規制が目的とする必要な性能を明確に規定し、その性能を達成する方法を自由に選択することができるようにすることをいう。 これにより安全対策の選択の幅が広がり、新技術・新素材の円滑な導入が促進される。 なお、給油取扱所については、火災・漏えい事故防止の観点から、なおその位置、構造及び設備の技術上の基準は必要と考えられる。				
	根拠条文 危険物の規制に関する政令第17条				
選択肢	◆選択肢2: 給油取扱所の設備及び構造について性能規定化された技術基準を設定する				
期待される効果	効果の要素	選択肢1の場合	選択肢2の場合		
	給油取扱所 の安全性の 確保	給油取扱所の設備及び構造について具体的に仕様を規定していることにより、安 全性は確保される。	給油取扱所の設備及び構造について必要とされる性能を明示し、かつ、そのレベルを規定していることにより、安全性は確保される。		
	給油取扱所 の安全対策 に係る選択 肢の拡大	_	給油取扱所の設備及び構造を性能規定化することにより、安全対策の選択の幅が広がり、新技術・新素材の円滑な導入が促進される。		
想定される負担	負担の要素	選択肢1の場合	選択肢2の場合		
	実施に要す る負担(行 政コスト)	法令に具体的に規定されていない材料や構造を用いようとした場合、その妥当性 を判断することが難しい。	_		
	実施により 生じる負担 (遵守コス ト)		これまで法令に具体的に規定されていなかった新しい材料や構造が開発された場合、市町村長等がその安全性を判断するために、必要な性能を有していることを示すデータを用意する必要がある。		
	r)	法令に具体的に規定されていない新しい材料や構造が開発された場合、優れた素材や技術であっても活用されにくい。	_		
比較		合油取扱所の設備及び構造について性能規定化された技術上の基準を定めることにより、安全対策の選択の幅が広がり、新技術・新素材の円滑な導入が促進される。 			
備考	「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成16年3月19日閣議決定)の措置事項				
INH '7					